

令和 3 年 5 月 14 日現在

機関番号：33910

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03196

研究課題名(和文) アメリカのパブリックアート政策と全米芸術基金・連邦施設管理庁

研究課題名(英文) The National Endowment for the Arts and the General Services Administration in American Public Art Policy

研究代表者

河内 信幸 (KAWAUCHI, Nobuyuki)

中部大学・国際関係学部・教授

研究者番号：40161278

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカのパブリックアート政策は、全米芸術基金(National Endowment for the Art: NEA)と連邦施設管理庁(General Service Administration: GSA)が先導役を担った。パブリックアート政策に求められた「公共性」はアメリカ社会の変化とともに推移し、パブリックアートは時代を映す鏡となってきた。そして、パブリックアートに関わるセクター、すなわち行政、市民、アーティストなどが「公共性」をめぐる激しい議論を展開し、パブリックアートの社会的意義を問いかけてきた。本研究は、パブリックアート政策の検討により、地域のアメニティを問うことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アメリカのパブリックアート政策を振り返ると、次のような3つの変容段階が見て取れる。初期のパブリックアート政策は、1930年代から70年代初頭までのものであり、国家主導型の芸術文化政策である。第2期のパブリックアート政策は1980年代までのものであり、地方分権型の芸術文化政策である。第3期のパブリックアート政策は1990年代からのものであり、市民社会型の芸術文化政策である。今後のパブリックアート政策は、アーティスト、デザイナー、市民が協働で都市景観の機能性や利便性を構築する「コラボレーション・プロセス」が主流になっていくと思われる。

研究成果の概要(英文)：Public art policy in the U.S. was spearheaded by the National Endowment for the Arts (NEA) and the General Service Administration (GSA). The "public nature" of public art policy has evolved with the changes in American society, and public art has become a mirror of the times. And the sectors involved in public art, namely government, citizens, and artists, have engaged in fierce debates over "publicness" and questioned the social significance of public art. This study proposes an ideal way toward community amenity through the examination of public art policies.

研究分野：アメリカ現代史

キーワード：パブリックアート 全米芸術基金 連邦施設管理庁 公共性 市民社会

様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

ケネディ大統領がもつ文化イメージと、暗殺後のメモリアル・ムード、ナショナル文化センターからジョン・F・ケネディ舞台芸術センターへの設立などが追い風となり、ホワイトハウスを中心に、新しい芸術文化の支援機関を設置すべきという機運が高まってきた。連邦議会の中でも芸術支援を表明する議員が超党派で生まれ、芸術文化団体のインカム・ギャップや経済的苦境が共通認識となりつつあった。

1961年2月には、保健・教育・福祉省(Department of Health, Education and Welfare)のなかに、芸術諮問評議会(Advisory Council on the Arts)を設立する法案が提出された。また、ケネディ大統領は、1962年9月にナショナル文化センターの理事会会長にロジャー・L・スティーブンス(Roger L. Stevens)を任命し、スティーブンスが芸術文化の政策立案に貢献する道を開いた。さらに1962年3月、ケネディは、オーガスト・ヘックシャー2世(August Heckscher II)を芸術担当の特別コンサルタントとして任命し、連邦政府の芸術文化支援の在り方について提言を求めた。

1964年5月13日、ジョンソン大統領は、芸術担当大統領特別補佐官(Special Assistant to the President on the Arts)に、ナショナル文化センターの理事会の会長であったスティーブンスを任命した。ファンドレイジングで実績をあげたスティーブンスは政治的発言力も備えており、1964年8月には、民主党綱領委員会(National Democratic Platform Committee)で証言し、大統領選挙に向けた民主党の綱領に芸術文化の支援を含めるように要請した。

国立芸術評議会(National Council on the Arts : NCA)の設立が固まった頃、1965年2月から3月にかけて、両院における芸術特別小委員会において公聴会が持たれ、国立芸術基金(National Arts Foundation)の設立に関する議論が行われた。しかも、そんな折に、同時期に検討されてきた人文科学に対する支援機関設立の議論も目立っており、芸術支援機関設立の動きは、人文科学に対する支援機関設立の動きと足並みを揃えることになり、人文科学と芸術文化の協力関係が全米芸術基金(National Endowment for the Arts : NEA)の設立を実現する促進力となった。こうして、これまで別々に議論されてきたことが、全米芸術基金(NEA)と全米人文基金(National Endowment for the Humanities : NEH)という2つの基金を持つ機関として、全米芸術・人文科学財団(National Foundation on the Arts and Humanities)を設立する議論として統合された。その結果、全米芸術・人文科学財団の設立が決まり、そのもとにNEAとNEHを設置する法案が可決された。

2. 研究の目的

1960年代に入ると、「公共空間」に芸術作品を設置する文化政策が連邦政府によって再開され、「パブリックアート」というコンセプトが定着するようになった。ハリエット・F・セニー(Harriet F. Senie)は、19世紀末から20世紀初頭の“アメリカ・ルネッサンス”と1930年代のニューディール芸術政策の伝統が合流し、1960年代後半にパブリックアートが定着するに至ったと位置づけ、アーリン・レイヴィン(Arlene Raven)も、全米芸術基金(NEA)の設立がアメリカのパブリックアート政策を確立させたと分析している。それは、次の2つの連邦レベルの政策が開始されたからであった。

- ① 連邦施設管理庁(General Service Administration : GSA)による「連邦政府の新築建設における美術プログラム」(Fine Arts in New Federal Buildings Program)(1962年：ケネディ政権)
- ② 全米芸術基金(NEA)による「公共空間アートプログラム」(Art in Public Places Program)(1967年：ジョンソン政権)

1960年代から本格化したパブリックアート政策には、国民に芸術へのアクセサビリティを保障するとともに、都市の文化的環境を向上させるというミッションがあった。つまり、パブリックアートが都市再生のシンボルとなり、新しい都市のアイデンティティを形成していく公益性が期待されたのである。しかし、1960年代のパブリックアート政策は重心が芸術の供給側への支援におかれ、需要側の市民は文化エリートの価値観を規範とした芸術教育の対象であった。その意味では、当時のパブリックアート政策は、国家が文化政策を先導する役割を担う「国家主導型」の文化政策であった。

ところが、1970年代から地方分権化の潮流が強まると、文化政策においても芸術享受の地域格差が問われるようになった。そのため、地方政府・自治体主導による地方分権型の文化政策が重要視されるようになり、パブリックアート政策は第2段階へと進んだ。地方主導型の文化政策によって地方政府・自治体への権限委譲が進むとともに、地方も連邦政府からの補助金だけでは不十分になり、地方政府の財源から予算を確保する「アートのための%プログラム」(Percent for Art Program)制度を採用する地方都市が急増していった。

1970年代半ば頃のアメリカは地方都市の衰退が顕著であり、地方自治体は“まち”のアイデンティティやアメニティ空間の創出に苦悩していた。そのため、第2段階のパブリックアート政策は地方の都市再生事業や都市圏開発とのつながりが深まり、住民の文化的環境に対する意識も高まった。その結果、住民のパブリックアート政策への参加意識が高まり、『傾いた弧』(Tilted Arc)事件が象徴するように、住民は“わからない作品”や文化の押し付けに強い批判を向けた。

1990年代に入ると、文化産業の成長によって教育や福祉と文化政策が繋がり、文化的アイデ

ンティティやコミュニティ意識を包括する、パブリックアート政策の第3段階が始まった。これは、人種差別や貧困などの社会問題に目を向け、作品の受け手を「マルチ・パブリック」(多様な市民)として捉える市民社会型のパブリックアート政策であり、住民の活動や要求に根差した「コミュニティ・アート」政策へと移行する傾向の表れであった。このような傾向は、住民のコミュニティ意識を醸成し、社会的疎外感を癒す“場作り”の役割がパブリックアート政策に求められたためであった。本研究は、全米芸術基金(NEA)と連邦施設管理庁(GSA)を中心に、パブリックアート政策の変遷を分析することを目的としている。

3. 研究の方法

(1)文献・資料の分析とインターネットの活用

- * Baumol, William J. and William G. Bowen, *Performing Arts: The Economic Dilemma* (Boston: The MIT Press, 1966) (池上惇・渡辺守章監訳『舞台芸術—芸術と経済のジレンマ』、芸団協出版部, 1994年)。
- * Harriet F. Senie and Sally Webster, eds., *Critical Issues in Public Art* (New York: Harper Collins Publishers, 1992).
- * Lucy R. Lippard, *Six Years: The Dematerialization of the Art Object* (Berkeley and London: University of California Press, 1973).
- * W. J. T. Mitchell, ed., *Art and the Public Sphere* (Chicago: The University of Chicago Press, 1992).
- * Malcom Miles, *Art Space and the City: Public Art and Urban Future* (New York and London: Routledge Press, 1993).
- * Arlene Raven, ed., *Spirit Poles and Flying Pigs: Public Art and Cultural Democracy in American Communities* (Seattle: Department of Neighborhoods Seattle, 1996).
- * Gary O. Larson, *Reluctant Patron: The United States Government and the Art 1943-1965* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1983).
- * 片山泰輔『アメリカの芸術文化政策』<アメリカの財政と福祉国家第8巻>(日本経済評論社、2006年)。
- * 工藤安代『パブリックアート政策—芸術の公共性とアメリカ文化政策の変遷—』<文化政策のフロンティア3>(勁草書房、2008年)
- * 「20世紀基金」<https://www.issuelab.org/organizations/profile/century_foundation>
- * ホワイトハウス芸術基金フェスティバル <https://www.nga.gov/exhibitions/1965/white_house.html>
- * 『文化発展の戦略』(*A Strategy for Cultural Advancement*: 1961) <<https://www.google.com/search?q=A+Strategy+for+Cultural+Advancement+1961&rlz>>
- * 『芸術と政府』(*The Arts and the National Government*: 1963) <<https://www.americansforthearts.org/by-program/reports-and-data/legislation-policy/naappd/the-arts-and-the-national-government-report-to-the-president>>
- * *Going Public: A Field Guide to Development in Art in Public Places*(1987) <<https://www.americansforthearts.org/by-program/reports-and-data/legislation-policy/naappd/going-public-a-field-guide-to-developments-in-art-in-public-places>>
- * アメリカ最大の非営利芸術団体 Americans for the Arts と、そのネットワーク Public Art Network (PAN)との連携 <http://www.artsusa.org/services/public_art_network/>
- * *Public Art Programs Fiscal Years 2001: A Detailed Statistical Report on the Budgets and Programming of the Nation's Public Art Programs during Fiscal Year 2001* (Americans for the Arts, November 2003, Washington and New York).
- * National Arts Administration and Policy Publications Database (NAAPPD)の活用 <<https://www.americansforthearts.org/by-program/reports-and-data/legislation-policy/national-arts-administration-and-policy-publications-database-naappd>>

(2)現地調査による資料収集

- * パブリックアートの政策や組織に関する聞き取り・資料収集：2018年8月23日～9月2日
- 1. ミドルベリー国際大学院モントレイ校(Middlebury Institute of International Studies at Monterey) (モントレイ)
 - ・アメリカのパブリックアート政策全般に関する専門家からの聞き取り調査
 - ・パブリックアート政策に関する資料調査
- 2. ロサンゼルス市コミュニティ再開発公社(Community Redevelopment Agency of the City of Los Angeles, Art Program)・ロサンゼルス市文化局パブリックアート課(City of Los Angeles, Department of Cultural Affairs, Public Art Division) (ロサンゼルス)
 - ・1960年代以降のパブリックアート政策の変遷に関する専門家からの聞き取り調査
 - ・パブリックアート政策に関する資料調査
- 3. 全米芸術基金(NEA)・連邦施設管理庁(GSA) (ワシントン DC)
 - ・上記各政府機関におけるパブリックアート政策への取り組みに関する聞き取り調査
 - ・パブリックアート政策の歴史的変遷に関する一次資料の収集

*主な収集資料

- ・ COLA/20, City of Los Angeles, Individual Artist Fellows, Department of Cultural Affairs
- ・ National Endowment for the Arts: Support for Arts & Culture in the United States
- ・ A Strategy for Cultural Advancement(1961)
- ・ The Arts and the National Government(1963)
- ・ Going Public: A Field Guide to Development in Art in Public Places(1988)
- ・ National Endowment for the Arts, Appropriations History 1966-2001

4. 研究成果

(1)パブリックアート政策の開始

アメリカのパブリックアート政策の先導力となったのは、1960年代に開始された2つの連邦政府系機関による芸術文化政策であった。それは、連邦施設管理庁(GSA)による「連邦政府の新設建築における美術プログラム」(Fine Arts in New Buildings Program、以下 Fine Art プログラム)(1962年)と、全米芸術基金(NEA)による「公共空間アートプログラム」(Art in Public Places Program、以下 APP プログラム)(1967年)であり、この Fine Art プログラムと APP プログラムがパブリックアート政策の嚆矢となったのである。

GSA と NEA では、パブリックアート政策の方向が異なった。GSA の Fine Art プログラムは政府機関がアート作品を直接コミッション(制作委託)したが、NEA による APP プログラムは全国の芸術文化活動に補助金を出し、地方政府ならびに自治体、準公共機関・非営利民間団体などのパブリックアート・プログラムを支援するというものであった。GSA は、全国の地方都市に建設される連邦政府建築や裁判所などにパブリックアートを設置することにより、政府建築の文化度の高さを国内外にアピールするとともに、都市環境の美化や建築装飾に大きく貢献した。一方 NEA は、国家の芸術支援機関として政府機関から独立しており、地方都市のイニシアティブによるパブリックアート計画を促進し、公共空間においてアート作品の芸術性を追求するというアプローチを発展させた。

(2)全米芸術基金(NEA)の設立

全米芸術基金(NEA)は、国家の文化活動を促進し支援することを目的にして、1965年に連邦政府の独立芸術機関として設立された。NEA に対して、国立芸術評議会(NCA)が芸術支援の提言と助成金申請への推薦を行った。NCA は、NEA の設立から2年かけて美術部門のプログラムを検討し、1967年にヘンリー・ゲルツァーラー(Henry Geldzahler)を長として「視覚芸術プログラム」(Visual Arts Program)部門を設立した。「視覚芸術プログラム」部門は、国家芸術政策の一環としてハイアート(オペラ、クラシック音楽、古典演劇、バレエ、モダンアートなど)である抽象モダンな作品を支援することにより、アメリカの芸術文化を擁護し、冷戦時代の文化的優位を対外的に示すこととなった。このプログラム部門の彫刻分野での支援が、そのままパブリックアート政策の助成対象となったのであり、パブリックアート・プログラムのミッションとなったのである。

こうして1967年、「視覚芸術プログラム」部門は、パブリックアート計画のために補助金を申請する行政機関や民間組織を支援する「公共空間アートプログラム」(APP プログラム)を開始した。APP プログラムは、美術館の壁を超えて都市空間そのものを美術品の展示場にしようとするものであり、美術館以外の「公共空間」という場で美術品を展示し、多くの人々に芸術文化の鑑賞機会を与えるということが構想の基本となった。APP プログラムは、補助金を受けるに際して同額かそれ以上の自己資金を収集すること(マッチング)が義務付けられた。

(3)パブリックアートと都市再生の課題

パブリックアートが1960年代に注目された背景には、芸術文化の振興策としての必要性だけでなく、生活環境が悪化した市街地への対処という都市再生への課題があった。都市内部の衰退地区の社会問題は深刻化し、低所得者とマイノリティの生活環境は悪化の一途をたどっていた。1965年夏のロサンゼルス、66年のデトロイトで起きた黒人の大暴動はその表れであった。このような社会問題に対処するため、ジョンソン政権は都市再生に取り組み始め、1965年に住宅・都市開発庁(Department of Housing and Urban Development)が設立され、66年には「モデル都市法」(Model Cities Act)が制定された。こうした都市再生の施策の1つがパブリックアートの導入であり、APP プログラムは芸術作品を都市空間に設置することによって地域の景観を高め、地方都市の再生を図る試みの1つとなった。

(4)APP プログラムと Fine Art プログラム

APP プログラムによって補助金が交付された都市は、第一にミシガン州グランドラピッズ市であり、第二はワシントン州シアトル市であった。この2つの都市で制作された抽象モダン作品は、現代的な都市空間のイメージを演出できるパブリックアートという存在を州政府や地方自治体に知らしめず秀逸な前例となった。

グランドラピッズ市の作品は、アレクサンダー・カルダー(Alexander Calder)による『ラ・グ

ランデ・ヴィテッセ(La Grande Vitesse)』(1969年)であった。これは、NEAによる4万5000ドルのマッチング補助金と、それと同額以上の自主資金を主に私的寄付によって集め、最終的には12万7900ドルの経費を捻出した。一方、シアトルの場合は、NEAから4万5000ドルのマッチング補助金を受け、イサム・ノグチ(Isam Noguchi)に制作を依頼し、シアトル美術館に近い都市公園に『黒い太陽(Black Sun)』(1969年)が完成した。グランドラピッズ市やシアトル市のような、芸術文化を支持する文化的地盤がすでに形成された都市圏を中心として、パブリックアートは強い関心が持たれ、地方都市による政策プログラムとして広がっていくのである。

GSAが建築デザインにアート作品を組み入れる契機となったのは、連邦政府の建築デザインの品質が見直されたことだった。アメリカ都市の景観美悪化は、凡庸で見劣りする連邦建築が大きな原因であると批判され、デザイン向上のための検討が急務とされたのであった。ケネディ大統領は、1961年に政府施設特別諮問委員会(Ad Hoc Committee on Federal Office Space)を招集し、ワシントンにおける行政施設が建築美を欠いていることの打開策を検討させた。その結果、1962年に『連邦建築デザイン指針報告書』が提出され、これを受けて、GSAのFine Artプログラムが1963年から開始された。

(5)パブリックアート政策の発展と変容

初期のGSAのパブリックアート政策はNEAの専門委員によって策定されるなど、NEAとGSAのパブリックアート政策は非常に近い関係にあった。そして、APPプログラムとFine Artプログラムのパブリックアート政策は、東西対立の冷戦時代にあつて、アメリカが誇る抽象モダン彫刻を主要都市にディスプレイすることにより、表現の自由を謳歌する民主主義国家のアメリカ・イメージを対外的にアピールする文化外交において一定の成果を収めた。さらに、これらのパブリックアート政策は、芸術文化に関する地理的格差を是正するという意義があつた。というのは、国内の主要なアーティストはどうしても大都市に集中する傾向があり、芸術文化を享受する国民には地域格差が生じてしまう。そのため、地域の自治体や民間団体が自主的に行うパブリックアート計画に公的な補助金を交付することが、地域偏重傾向を是正する方策として考え出されたのである。

1970年代は、文化政策の地域分権化が世界的潮流となり、地方政府や自治体による芸術文化の支援策が推進された時代であった。そのため、パブリックアート政策も、連邦政府主導のプログラムから地方都市への計画へと次第に権限が移譲されていった。ニクソン大統領は、ハイアートの芸術文化を中心に支援する姿勢を保ちつつ、マイノリティへの配慮や若者の文化活動を支援する取り組みを開始した。続くカーター政権では、不況と相反してNEAの予算は右肩上がりとなり、州と地方のパブリックアート・プロジェクトは劇的な成長を見せた。GSAのFine Artプログラムは、1966年にヴェトナム戦争による財政圧迫のため中止となっていたが、1972年に「建築アートプログラム」(Art in Architecture)と名称を変えて本格的なパブリックアート政策を開始した。しかも1970年代は、公共空間に置かれた単体としての彫刻というパブリックアートの概念を、その場と切り離すことが不可能な“サイト・スペシフィック”な作品とする制作理念が広がった。そして1980年代になると、パブリックアートの潮流は“デザインチーム方式”が主流となった。

<引用文献>

- ① Arlene Raven, ed., *Art in the Public Interest* (New York: DA Capo Press, 1993), pp. 11-12.
- ② 工藤安代『パブリックアート政策—芸術の公共性とアメリカ文化政策の変遷—』<文化政策のフロンティア3>(勁草書房、2008年)、52頁、82-87頁。
- ③ Nancy Einreinhofer, *The American Art Museum: Elitism and Democracy* (London and Washington, Leicester University Press, 1997), p. 72.
- ④ NEA, *Annual Reports, 1967-1975* <<https://www.arts.gov/about/annual-reports>>
- ⑤ Donna M. Binkiewicz, *Federalizing the Muse: United States Art Policy and the National Endowment for the Arts, 1965-1980* (Chapel Hill and London: The University of North Carolina Press, 2004), pp. 116, 134-135, 175.
- ⑥ John Beardsley, *Art in Public Places: A Survey of Community-sponsored Projects supported by the National Endowment for the Arts* (Washington, DC: Partners for Livable Places, 1981), p. 24.
- ⑦ The General Service Administration, *The Courthouse, Discovering Justice*
<<http://www.discoveringjustice.org/courthouse/gsa.shtml>>
- ⑧ National Endowment for the Arts, *Appropriations History 1966-2001*
<<https://www.arts.gov/about/appropriations-history>>
- ⑨ 2003-2004 Public Art Program Directory: 2004
<<https://www.americansforthearts.org/by-program/reports-and-data/toolkits/PAPD>>

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 河内信幸	4. 巻 18
2. 論文標題 1937年恐慌とニューディール政策	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 GLOCAL	6. 最初と最後の頁 8-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kawauchi Nobuyuki	4. 巻 13
2. 論文標題 The Communist Party USA in the 1930s and the Scottsboro Incident	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中部大学国際関係学部論集 貿易風	6. 最初と最後の頁 7-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河内 信幸	4. 巻 196
2. 論文標題 (書評) 河音琢郎・藤木剛康編『オバマ政権の経済政策 - リベラリズムとアメリカ再生の行方 - 』	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 アメリカ学会会報	6. 最初と最後の頁 9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河内 信幸	4. 巻 265
2. 論文標題 (書評) 牛島万著『米墨戦争前夜のアラモ砦事件とテキサス分離独立 アメリカ膨張主義の序幕とメキシコ』	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 西洋史学	6. 最初と最後の頁 97-99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河内信幸 (Nobuyuki Kawauchi)	4. 巻 12
2. 論文標題 The Communist Party of the United States, the People's Front and the Democratic Front during the 1930s	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 貿易風 (Chubu International Review)	6. 最初と最後の頁 7 - 19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 行本正雄、古澤礼太、工藤健、上野薫、金政真、吉村和也、山羽基、平沢太郎、河内信幸、羽後静子、伊藤守弘、藤丸郁代	4. 発行年 2020年
2. 出版社 コロナ社	5. 総ページ数 142
3. 書名 SDGs時代の持続学のすすめ - あてになる人間への挑戦 -	

1. 著者名 須藤功、萩原伸次郎、河内信幸、藤木剛康、小林健一、名和洋人、小山久美子、水野里香、三谷進、大橋陽、谷口明丈、夏目啓二、関口定一、浅野敬一、佐藤千登勢、中島醸、本田浩邦	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 553
3. 書名 現代アメリカ経済史 「問題大国」の出現	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	福島 崇宏 (FUKUSHIMA Takahiro) (50778389)	松蔭大学・経営文化学部・講師 (32719)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------